

消費生活メモ

●新手の振り込め詐欺が発生しています！

警察官を名乗る男が電話をかけ、「〇〇警察署の刑事課の〇〇です。今、振り込め詐欺の犯人をつかまえました。犯人はあなた名義の通帳を持っていて、口座を凍結しないとイケないので口座の暗証番号を教えてください。今から△△県銀行協会の△△という者を向かわせますので、キャッシュカードを渡してください」などと嘘を言い、口座の暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取り、預金を全額引き出す手口です。

このような内容の電話があった場合は、すぐに最寄りの警察署に通報してください。

●「しらがメール」で受け取る安全安心情報

「しらが」とは、「知らせる滋賀情報サービス」の略称です。滋賀県では、防災防犯等の身の回りの危険に関する情報を、ご希望の方に電子メールで配信しています。

あらかじめ登録していただくことで、お手持ちの携帯電話やパソコンに各種情報をお届けします。

滋賀県消費生活センターからは、注意が必要な悪質商法・振り込め詐欺の手口の紹介などの「消費生活情報」を配信しています。「しらがメール」についての詳細は、滋賀県情報政策課（☎ 077-528-3381）までお問い合わせください。



メールでしらがの安全・安心情報
しらがメール

携帯電話に登録するには上記の二次元コードをカメラ付き携帯電話で読み取るか、
entry@pref.shiga-info.jp を打ち込み、空メールを送信してください。

◆問い合わせ先

住民課 生活環境交通担当
☎ 6578 有線 7784
滋賀県消費生活センター
☎ 0749-23-0999



消費生活 相談窓口が より身近に なりました

近年、悪質商法や振り込め詐欺、商品事故など、さまざまな消費者問題が発生しています。そこで、国と地方行政が直結して迅速に消費者トラブルに対応し、安心・安全な社会をつくるため平成21年9月に消費者庁が発足し、平成22年1月からは全国共通消費生活相談ダイヤル『消費者ホットライン』の運用が開始されました。
「ご相談いただいた被害情報を国と地方行政が共有することによって、新たな被害を未然に防止できるよう啓発に役立てます。」

困ったときは「消費者ホットライン」へ

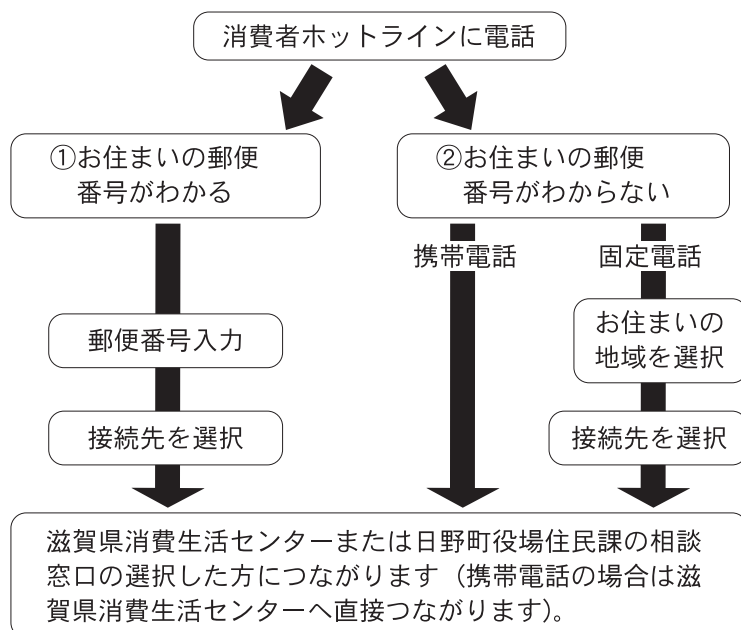


0570-064-370

守ろうよ みんなを！

■消費者ホットラインのご利用方法

※IP電話など一部の電話ではご利用できません。



※相談窓口で受け付けられない相談もあります。

(例)・行政の対応に対する不満や要望（行政相談）
・職場での不当な解雇（労働問題）

※生命・身体に重大な危害を受けた場合、またはその危険が切迫している場合などは、まず警察・消防にご連絡ください。